

令和元年度第1回狭山市情報公開及び個人情報保護審議会会議録

開催日時 令和元年5月29日（水）
午前10時00分から午前11時30分まで

開催場所 市役所 3階 301会議室

出席者 田村委員、織田委員、五百旗頭委員、粕谷委員

事務局 浅見総務部長、西澤総務部次長、堀口主幹、肥田野主査、林主事補

傍聴者 なし

1 議題

平成30年度情報公開制度の実施状況及び個人情報保護制度の実施状況について

2 会議の経過

会長 それでは、議題の1番について、事務局より説明願います。

事務局 平成30年度情報公開制度の実施状況及び個人情報保護制度の実施状況について、ご説明いたします。

お配りいたしました資料（平成30年度情報公開制度の実施状況）をご覧ください。

はじめに、情報公開制度の実施状況のうち開示請求について申し上げます。

開示請求は、市民及び市内に事業所等を有する法人等が開示請求できることとなっており、受付件数は、147件ございました。

平成29年度が211件、平成28年度が330件の申請がありましたので、28年度の半数以下の申請件数となっております。

減少の要因といたしましては、平成28年度及び平成29年度については、市民の関心の高い、大きな事業などへの請求が多く、これらが減少したことなどが考えられます。

請求への対応状況ですが、全部開示が、40件で全体の25.5%、部分開示が69件で43.9%、不開示が44件で28.0%、取下げが4件で2.5%となっており、不開示につきましては、文書不存在によるものが主なものです。また、特定の農地の転用申請に係る公開請求については、存否応答拒否による不開示となっております。

次に、開示申出ですが、こちらは、市外業者など開示請求できる方以外からの申出で件数は、35件でした。

平成29年度は、31件の申出がありましたので、4件の増加となります

が、過去数年を見ましても、開示申出件数については、大きな変化はございませんでした。

申出への対応状況につきましては、開示が 15 件で全体の 42.9%、部分開示が 15 件で 42.9%、不開示が 1 件で 2.9%、取下げが 4 件で 11.4% となっております。こちらの不開示及び取下げにつきましては、希望の文書が存在しないことなどの理由が主なものです。

開示請求と開示申出を合計いたしました、情報公開制度全体といたしましては、平成 29 年度の 242 件から 182 件へと大幅な減少となっておりますが、近隣市の状況を確認いたしましたところ、入間市は 54 件、飯能市は 23 件、所沢市は、平成 29 年度ですが、142 件の申請件数となっております、近隣と比較いたしましても本市は、極めて多い申請件数となっております。

請求及び申出の件数が多い所属は、
開発審査課 20 件、水道施設課 19 件、市民課 14 件、都市計画課 13 件、市民文化課 9 件となっております。

請求件数の多かった課の主な請求内容といたしましては、
開発審査課は、開発事前協議及び違反開発に関する文書
水道施設課は、資材単価表、設計単価表
市民課は、窓口業務委託に関する文書、住居表示台帳
都市計画課は、入曽駅周辺整備事業に関する文書
市民文化課は、市民会館駐車場に係る文書、海外出張に関する文書
となっております。

以上が情報公開制度に関する実施状況です。

次に、個人情報保護制度の実施状況についてご説明いたします。
平成 30 年度の個人情報の開示請求は、12 件となっております、平成 28 年度が 18 件、平成 29 年度が 15 件でしたので、若干の減少となっております。

請求への対応状況ですが、全部開示が 5 件で全体の 41.7%、部分開示が 5 件で 41.7%、不開示が 2 件で 16.7%、取下げが 0 件となっております。

個人情報に関する近隣市の請求件数につきましては、入間市が 18 件、飯能市が 19 件、所沢市が平成 29 年度ですが、47 件となっております、こちらは突出している市は近隣ではございません。

また、資料にはございませんが、請求先を見てもみますと市民課が7件、長寿安心課が3件などで、内容といたしましては、印鑑証明書の申請状況、介護認定に係る主治医意見書などが主な内容でありました。

簡単ではございますが、以上で平成30年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況の説明を終わらせていただきます。

会 長 事務局から説明がありましたが、ご質疑ご意見等ありますか。

会 長 狭山市では、情報公開と個人情報公開とで審査請求案件は何件ほど挙がっているか。

事 務 局 平成30年度の開示請求につきましては、審査請求が1件ございました。現在も審議中です。個人情報に係る審査請求はありませんでした。

委 員 開示請求と開示申出を見ると、開示申出の方が開示の割合が非常に高い。なぜか。

事 務 局 開示申出については市外の業者の方が様々な市町村で申請を行う場合が多く、請求内容が明確で文書の特定も容易であるという理由から、開示や部分開示の割合が高く、不開示の件数が少ないという結果になっていると思われま。

会 長 開示請求の7～8割を占める特定住民への対応状況は現在どのようになっているか。

事 務 局 現時点では前年度等に比べ申請件数が減少しているということもあり、1件の問い合わせに時間をかけながら職員が請求できるものなのかということ判断し、できないものはできないという旨のご説明をしているという状況です。

窓口にいらっしゃっている回数はさほど減少していませんが、権利の濫用にあたる可能性があるというご説明もしています。そして、その場合は事前に注意を呼び掛けるといった対応を検討しているところです。

委員 請求の7～8割を占める特定住民以外の方から情報公開制度について意見等はあったか。

事務局 ありませんでした。制度の周知に関してはホームページ等を活用し、行っています。

会長 個人情報開示請求について、印鑑登録に関する請求が多い理由は。

事務局 登録証を紛失してしまった方が、その間に誰かが申請しているかを確認するために請求をしている、というものが主なものとなっていると思われれます。

委員 最近、戸籍などに関して「第三者請求」というものが問題になっているが、そのような事案はあったか。

事務局 30年度ではありませんでしたが、31年度では住民票や戸籍に関する請求で、弁護士請求などの専用用紙による請求について個人情報の開示請求として本人が請求するという事案があり、内容が訴訟に関する準備行為によるもの等であったことから、誰が請求したのかという部分を黒塗りにして本人に開示するというケースがありました。

事務局 自治体として自衛官の募集のために適齢期の人たちの情報を提供してほしいとの要請があり、その対応を検討しているところなのですが。

会長 これは全国的に言われていることであり、一義的な回答は無いのではないかと。現在の法律改正の趣旨を踏まえれば、ある程度加工された情報で「どこに何歳の誰が住んでいて、市内には幾人程度いる」という回答は可能なのではないかと。このことについて悩んでいる自治体は全国的に多い。しかし、反対に「まったく提供できない」という考えも成り立たないのではないかと。

最低限やるとするならば、各実施機関でガイドラインや基準をつくって対応するなどが挙げられる。仮に他の自治体から国に情報を提供した理由を問われた際に、「こういったガイドラインに沿って処理をした」と言えることが自治体としては大事に思える。どの範囲で提供するのか、どのような理由でこの範囲にしたのか、というガイドラインをきちんと

設定して対応すべきなのではないか。近隣の市町村の対応について十分に情報収集した上で対応するということも大事。

会 長 他にご質疑等がないようでしたら、本日の議事を終了としますが、事務局から何かありますか？

事 務 局 特にありません。

会 長 以上で、本日の議事を終了し、閉会いたします。